

横浜市水道局請負工事監督事務取扱要綱

制定 平成11年3月31日局長決裁

改正 令和2年3月27日局長決裁

横浜市水道局請負工事監督事務取扱要綱を次のように定める。

横浜市水道局請負工事監督事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 横浜市水道局が発注する工事及び製造（物品の製造を除く。）の請負（以下「工事」という。）の監督の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(監督員の任命)

第2条 工事担当部長（工事担当室長を含む。以下同じ。）は、文書管理システムで電子決裁の方法による起案文書により監督員の任命を行うものとする。

2 担当監督員を複数任命するときは、そのうちの1名を主務とするものとする。

(監督員の通知)

第3条 工事担当部長は、監督員を任命したときは、監督員任命通知書（第1号様式）により請負人に通知するものとする。

(監督員指示書)

第4条 監督員は、請負人に対して必要な指示をするときは、監督員指示書（第2号様式）により行うものとする。

(工事監督記録簿)

第5条 監督員が横浜市水道局請負工事監督事務取扱規程（平成11年3月水道局達第1号。）に基づいて行った措置及び指示事項その他は、工事監督記録簿（第3号様式）に記録するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則（平成15年3月31日局長決裁）

(実施期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の横浜市水道局請負工事監督事務取扱要綱の規定は、実施

日以後に契約を締結する工事から適用し、実施日の前日において施工中の工事については、なお従前の例による。

附 則（平成18年11月2日局長決裁）

この要綱は、平成18年11月6日から実施する。

附 則（平成20年3月31日局長決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則（平成21年4月20日局長決裁）

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成21年5月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の横浜市水道局請負工事監督事務取扱要綱の規定は、実施日以降に契約を締結する工事から適用し、実施日の前日において施工中の工事については、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月17日局長決裁）

この達は、決裁の日から施行する。

附 則（平成31年4月22日局長決裁）

この達は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年3月27日局長決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

第1号様式(第3条)

第 号
年 月 日

請 負 人

様

横浜市水道局

監 督 員 任 命 通 知 書
変 更

次の工事について、次のとおり監督員を任命変更したので契約約款第10条第1項の規定により通知します。

工 事 名

	職 氏 名	所 属
総 括 監 督 員		
主 任 監 督 員		
担 当 監 督 員		
担 当 監 督 員		
担 当 監 督 員		
担 当 監 督 員		

※工事の途中で監督員が替わる場合は変更の通知をする。

第3号様式(第5条)

工 事 監 督 記 録 簿

工 事 名 _____

工 事 場 所 _____

請 負 人 _____

請 負 金 額 _____

総括監督員氏名 _____ 印

主任監督員氏名 _____ 印

担当監督員氏名 _____ 印

月 日	報 告 事 項	指 示 事 項	措 置 及 び 結 果